

## 独立行政法人日本スポーツ振興センター平成26年度計画

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第31条の規定により、独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下「センター」という。）の中期計画に基づく、平成26年度の業務運営に関する計画（年度計画）を次のとおり定める。

### I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

#### 1 スポーツ施設の運営・提供に関する事項

##### （1）大規模スポーツ施設における稼働日数の確保

センターの大規模スポーツ施設について、安全で高水準な施設条件を維持した上で、国際的・全国的なスポーツ大会等の開催やスポーツの利用に支障の無い範囲において文化的行事等の利用に供することにより、中期目標期間の平均で、それぞれ次の稼働日数を確保する。ただし、安全で高水準な施設条件を維持するために必要となる改修等の期間を除く。

なお、国際競技力向上のための研究・支援への活用については、競技大会開催時の支援を中心に円滑に実施する。

##### ① 国立霞ヶ丘競技場

###### ア 陸上競技場

改築するため、平成26年5月末日をもって稼働を終了する。なお、平成26年5月末日までの間は、半世紀にわたる歴史に敬意と感謝を表する「SAYONARA 国立競技場」プロジェクトの一環として、陸上競技、サッカー、ラグビー等での利用に供する。

###### イ ラグビー場

ラグビー専用競技場として良質なスポーツターフ等施設条件を維持するために必要な養生期間等を考慮した上で、年間74日以上稼働日数を確保する。

##### ② 国立代々木競技場

###### ア 第一体育館

利用者にとって安全で快適な施設条件を提供するための管理等の期間を考慮した上で、年間265日以上稼働日数を確保する。

###### イ 第二体育館

利用者にとって安全で快適な施設条件を提供するための 管理等の期間を考慮した上で、年間292日以上稼働日数を確保する。

##### （2）施設利用者に対するサービスの向上

施設利用者に対する定期的な満足度の調査等により把握した情報を踏まえ、利用に係る運

用の見直し、施設の改修等の必要な改善を行い、サービスの向上を図る。

- ・施設利用者及びイベント主催者に対する定期的なアンケート調査
- ・イベント主催者に対するヒアリング

## 2 国際競技力向上のための研究・支援等に関する事項

### (1) 国際競技力向上のための研究の推進

「競技研究」(支援活動と密接に連携して、①国際競技力向上に直接的かつ即時的に貢献する提案型、②中央競技団体(以下「NF」という。)が抱える課題を解決するための課題解決型)と、「基盤研究」(国立スポーツ科学センター(以下「JISS」という。)が有するハード面・ソフト面の強みを生かし、その機能を高め、新しいサポートを提案するための研究)を推進する。

研究を実施するにあたっては、公益財団法人日本オリンピック委員会(以下「JOC」という。)、NF、地域スポーツ医・科学センター、体育系大学をはじめとする研究機関との連携を促進して、より充実した研究体制の構築を図る。

研究成果に関しては、支援活動の中で、課題の解決・トレーニングの提案及び効果の検証等に生かすとともに、国内外の学術雑誌への投稿や学会・シンポジウム・研修会等での発表を通して、成果の普及を積極的に推進する。

### (2) 国際競技力向上のための総合的支援

国際競技力向上に向けた強化活動に対し、文部科学省、JOC、及びNF等と連携し、支援内容の明確化を図り、スポーツ医・科学及び情報の各側面から総合的に支援活動を実施するとともに、女性アスリートへの支援の充実・強化を図る。また競技性の高い障がい者スポーツ支援に向け、知見の収集・整理、課題の抽出、関係機関とのネットワーク構築等を実施・検証する。

事業の実施に当たっては、JISS及びNTCの施設・設備を活用した効果的な支援を実施する。

#### ① スポーツ医・科学、情報分野からの支援

国際競技力向上に向けてNFが抱える課題に対して、スポーツ科学・医学・情報の各側面から組織的、総合的、継続的な支援を行い、競技力の向上に資する医・科学的情報を提供する。

- ・各分野における研究成果及び支援実績をアスリートのトレーニングや育成へ反映させる。
- ・アスリートリハビリテーションとハイパフォーマンズジム(以下「HPG」という。)との連携を推進するなど、JISSの複数領域に渡るスタッフが研究成果を活用・応用し、支援内容の充実を図る。
- ・HPG、風洞実験施設等については積極的に活用し、支援を行う。

- ・女性アスリートへの支援として、保育サポート、人材育成プログラムを実施する。
- ・情報発信については、スポーツ科学会議等開催やNF、競技別強化拠点、大学、研究機関などの関係団体との連携や協働を推進する。

## ② トレーニング環境等の提供

最先端機能を備えたトレーニングとコンディショニングのための環境を整備し、提供する。

また、効果的なトレーニング施設等の提供を行うため、JOC及びNF等、施設を利用する団体との会議等を開催し、施設の管理・運用における課題等の情報を共有するとともに、利用者ニーズを把握し、より効果的・効率的にトレーニングに集中できる環境を提供する。

## (3) スポーツ診療・リハビリテーション

アスリートが良好なコンディションで競技を行えるよう、スポーツ外傷・障害、疾病に対する診療・アスレティックリハビリテーション、心理カウンセリング、栄養相談の実施及び障害等の予防法に関する啓発等を行う。

特に、アスレティックリハビリテーションについては、宿泊施設、トレーニング施設、HPG、栄養指導などJISSの資源を最大限に活用したサービスを提供する。

メディカルネットワークについては、JOCの医学サポート部会やNFの強化スタッフと連携して、ドクター協議会を開催し、各種メディカル情報の共有を図るとともに、合宿等の練習現場や競技会を訪問し、NFメディカルスタッフ間のネットワーク構築を図り、スポーツ外傷・障害の予防及びコンディショニングについてのアドバイスを行う。また、女性特有の課題など女性アスリートが抱える悩みに対応する電話相談窓口の利用推進及び日本国内の女性スポーツメディカルスタッフ（ドクター・トレーナー）間のネットワークの構築・強化を図り、女性アスリートに対するサポートの充実を図る。

## (4) 外部有識者による評価の実施

外部有識者で構成するJISS業績評価委員会（以下「業績評価委員会」という。）において、国際競技力向上のための研究・支援業務実施の事前及び事後に外部評価を実施するとともに、評価結果や意見等を次年度の事業に反映させるなど、効果的・効率的に事業を実施する。

## (5) 関係行政機関等からの受託事業

関係行政機関等からの受託事業について、当該事業目的の達成に資するよう、センターの持つ専門的能力を活用し実施する。また、再委託事業の実施にあたっては、経理処理にかかる統制管理を徹底するなど、適正な執行に努める。

### 3 スポーツ振興のための助成に関する事項

スポーツ振興基金による助成の実施に当たっては、制度創設の趣旨及び「スポーツ基本計画」等の国の施策を踏まえ、安定的・計画的な助成に配慮しつつ、事業の効果的・効率的な実施を図る。

#### (A) スポーツ振興助成のための安定的な財源の確保

##### (1) より多くの助成財源の確保

スポーツ振興基金がスポーツの振興に果たす役割をより効果的なものにするため、外部の専門家の意見等を十分に踏まえられるよう運用体制を整備し、運用基準等に留意しつつ、基金を有効に活用するための方策を検討する。また、民間からの寄附金などにより基金の増額を図るため、寄附金付自動販売機の設置等の拡充策を検討する。

##### (2) 助成制度の趣旨の普及・浸透

助成を受けたスポーツ団体等に対し、当該事業がスポーツ振興基金による助成金の交付を受けて行われたものであることを、各団体のホームページ、看板等に明示することを求めるとともに、制度の趣旨が、国民に容易に理解され、広く社会に普及・浸透するよう努める。

#### (B) 助成業務の透明性の確保等

##### (1) 公平性・透明性の確保

- ① スポーツ振興基金による助成の実施に当たって、助成に係る要綱等により、基準を明確にする。
- ② 外部の有識者による審査委員会を設置し、その審査を踏まえて、交付対象の採択を行う。
- ③ 審査委員会の審議・資料・議事録を公開するとともに、助成内容・助成額・交付先及び審査委員の氏名等をホームページ・パンフレットにより審査終了後速やかに公開し、透明性の確保を図る。

##### (2) 助成業務の効率化・適正化

- ① 安定的・計画的な助成に資するため、ヒアリングや実地調査を行いつつ、スポーツ団体等のニーズや社会的な要請等の把握に努める。
- ② より効果的な助成を実施する観点から、設定した助成事業の成果指標に基づき、助成による効果を具体的に検証し、審査等に活用する。
- ③ 助成を受けたスポーツ団体等から提出される実績報告書等の内容の確認を適切に行えるよう、センターの専門的かつ十分な審査体制を整備し、業務体制の改善を図る。また、助成を受けたスポーツ団体等における対象事業の経理状況について、専門的かつ十分な体制を整備して調査を行い、助成金の使途等について適切に把握する。
- ④ 助成を受けたスポーツ団体等が対象事業の適正な執行を行えるよう、センター自ら及び統括団体が加盟団体を集める会議等を活用し、研修等を行うとともに、スポーツ団体等の

ガバナンス強化に対する支援の検討を行う。

### (3) 助成申請者の利便性の向上

- ① 交付申請等事務手続きの簡素化かつ迅速化を図るため、助成対象内容、申請手続き、採択基準、受付窓口等をホームページ等により公開する。
- ② スポーツ振興基金に係る助成金交付申請受付事務のオンライン化を推進し、申請受付件数全体に占めるオンラインによる申請率が中期目標の期間中95%以上の水準を維持できるように、利用促進を図る。

## 4 スポーツに関する活動が公正かつ適切に実施されるようにするため必要な業務に関する事項

「スポーツ・インテグリティ」（スポーツの価値、スポーツにおける高潔性及び完全性）の保護によるスポーツに関する活動の公正かつ適切な実施に向けて、下記の取組を実施する。併せて、「スポーツ・インテグリティ」に関連した他の業務についても、総合的に取り組む。

- (1) 「スポーツを行う者を暴力等から守るための第三者相談・調査制度の構築に関する実践調査研究協力者会議報告」（平成25年12月19日）に基づき、第三者調査・相談制度に係る業務を実施する。
- (2) 一般財団法人日本アンチ・ドーピング機構と連携し、インテリジェンスを用いた調査等、ドーピング防止活動の推進に関する業務を実施する。

## 5 災害共済給付事業に関する事項

公正かつ適切な給付を着実に実施するとともに、利用者サービスの向上を図る。

実施に当たっては、関係団体及び外部有識者で構成する「学校安全推進会議」及び「学校安全業務運営会議」を開催するなど、学校安全の関係機関等との連携・協力を通じて、意見・要望等を把握することにより、事業を円滑かつ効果的に実施する。

### (1) 公正かつ適切な給付の実施

- ① 重要案件等への対応  
重要案件等の審査に当たっては、外部有識者で構成する審査委員会に付議するとともに、必要に応じ、学校及び学校設置者の協力のもと、担当職員による実地調査を行う。
- ② 不服審査請求への対応  
災害共済給付の決定に関し、学校若しくは保育所の設置者又は保護者等からの不服の審査請求に対し、外部有識者を含め構成する不服審査会において審査を行う。
- ③ 審査担当職員の資質向上  
審査担当職員の能力及び専門的知識の維持・向上を図るため、給付事例のケーススタディ等の実践的な研修を重点的に実施する。  
実施に当たっては、テレビ会議システムを効果的に活用するとともに、職員の研修ニ

ズの把握及び研修後のアンケートを行うことにより、研修内容の改善・充実を図る。

## (2) 利用者サービスの向上

### ① 給付事務の円滑化

学校及び学校の設置者等利用者に対し、給付制度説明会及びシステム説明会等を計画的に実施することにより、給付制度及び請求事務手続き等の理解を促進し、給付事務の円滑化を図る。

平成27年4月施行予定の認定こども園を加入対象とする災害共済給付制度改正に関して、設置者等への周知を図る。

なお、利用者の給付制度及び事務手続きの理解度・要望等を把握するため、説明会等においてアンケート調査を行う。

### ② 災害共済給付オンライン請求システムの安定的運用

災害共済給付オンライン請求システム（以下「災害共済給付システム」という。）の性能維持及び確実なデータ管理を行い、利用者に安全で安定したシステムによるサービスを継続的に提供する。

今年度は、平成27年4月施行予定の認定こども園に対応したシステム改修を行う。

また、効率的かつ円滑にシステムを更新（平成28年1月予定）するため、設計・開発を順次進める。

### ③ 災害共済給付システムの利用促進

災害共済給付システムを利用していない又は特に利用率が低い学校の設置者に対して、利用勧奨を重点的に実施することにより、オンラインによる請求の更なる利用率の向上を図る。

## 6 スポーツ及び児童生徒等の健康の保持増進に関する国内外における調査研究並びに資料の収集及び提供等に関する事項

### (1) スポーツに関する国内外の情報収集・分析及び提供

我が国のスポーツ諸施策の効果的な推進と充実に資するために、以下の取組により、国内外の情報の収集・分析・提供と研究を行い、それらの情報及び研究成果等を、国やスポーツ団体、大学、地域スポーツ関係団体等の関係団体に提供する。

- ・スポーツ参加促進、アスリートのキャリア形成の支援、競技性の高い障がい者スポーツへの支援の推進に係る関係団体の連携・協働の在り方に関する調査研究等を推進する。
- ・海外の政府系スポーツ機関等との持続的な情報連携の枠組みを構築及び活用し、我が国のスポーツ諸施策の品質向上及び新たな施策開発に資する海外のベストプラクティス情報の収集・分析・提供を推進する。
- ・国際統轄機関や国際スポーツ団体、国連機関等とのネットワークを構築・強化し、国際競技大会等の招致・開催の支援その他のスポーツに係る国際交流・貢献を推進すると

もに、その在り方に関する調査研究等を行う。

- ・ エリートスポーツ、コミュニティスポーツ、アンチ・ドーピング、オリンピック教育等に係るスポーツ政策研究を推進する。
- ・ 我が国の国際競技力向上に係る国内スポーツ関係団体とのネットワークを構築するとともに、我が国の国際競技力向上の在り方に関する調査研究等を推進する。

## （２）登山指導者の養成及び登山に関する情報の提供

### ① 登山指導者等の養成

大学山岳部や中高年登山者の指導者等の資質の向上を図るための研修会を開催する。これらの指導者と共に安全に配慮しながら登山することを促進するとともに、指導者にはその属する組織等の構成員へ技術・知識を伝達・指導させる。また、山岳遭難事故の抑止に寄与すべく、指導者による伝達・指導状況について調査を行い把握し、状況に応じて伝達講習等の見直しを行う。なお、登山に関する調査研究の成果を研修会等に活用する。

- ・ 登山指導者養成研修会の開催 年間１５０人以上を養成

### ② 安全な登山のための情報の提供

登山スタイルの多様化による事故を防止するため、登山者が、自ら知識を向上させて登山することができるよう、国内外の関係機関と連携し、公開講座の開催や冊子の配布等を通じて安全な登山のための情報を広く提供する。

- ・ 一般登山者向け公開講座の開催 年間４，０００人以上を対象
- ・ 一般登山者向け冊子の配布 年間２００，０００部以上を配布

### ③ 救助活動従事者の養成等

救助活動に従事する者が、より安全・確実に救助作業に従事するために必要な技術・知識の向上を図る研修会を行い、その研修会を通じ、消防や警察等の職域間の連携が十分に図れるよう支援する。

- ・ 救助活動従事者養成研修会の開催 年間４０人以上を養成

## （３）事業の成果を活かしたスポーツに関する情報提供

### ① 施設維持管理情報等の提供

ア スポーツの普及・振興に資するため、次に掲げる研修会等を開催し、スポーツターフの維持管理方法等、これまでの施設管理運営から得た維持管理方法に関する情報提供を行い、地域のスポーツ施設等の環境整備を支援する

- ・ 主要スタジアム情報交換会
- ・ スポーツターフ維持管理研修会

イ 関係団体と連携して次に掲げる講習会等を開催し、指導者養成や生涯スポーツの振興を図る。

- ・ 全国体育施設研究協議大会

- ・水泳指導管理士養成講習会
- ・体育施設管理士養成講習会
- ・トレーニング指導士養成講習会
- ・体育施設運営士養成講習会
- ・各種スポーツ教室

## ② 研究・支援活動の成果の還元

サポートや研究成果をわかりやすくまとめた資料や、アスリートのための栄養管理に関するレシピをホームページに掲載する等、研究・支援の成果などの一般に向けた情報提供を積極的に行う。

## (4) 学校安全支援業務

学校における事故防止のための取組みを効果的に支援するため、災害共済給付事業の実施によって得られる災害事例等を整理・分析し、学校関係者等に分かりやすく提供する。

実施に当たっては、関係団体及び外部有識者で構成する「学校安全推進会議」及び「学校安全業務運営会議」を開催するなど、学校安全の関係機関等との連携・協力を通じて、意見・要望等を把握することにより、事業を円滑かつ効果的に実施する。

### ① 災害事例等の整理・分析

災害共済給付事業から得られる災害事例及び実地調査等により収集した情報を整理・分析し、「災害統計調査」及び「死亡・障害事例集」を統合した「学校の管理下の災害」を作成し、学校における事故防止対策に活用できるよう周知する。

### ② 調査・研究の推進

「学校災害防止調査研究委員会」に調査・研究課題に応じた専門部会を設置し、学校における事故防止対策の実践に有用な調査・研究を重点的に推進する。

- ・実施に当たっては、災害事例等を効果的に活用し、より実践的な調査内容とするため、スポーツ団体や安全教育研究団体等の関係機関と共同して研究を行う。
- ・調査・研究課題は、体育活動中の事故及び通学中の事故などその時々課題並びに学校関係者のニーズ等を鑑み、「学校災害防止調査研究委員会」において外部有識者の意見等を踏まえ、決定する。

なお、実施に当たっては、センター内のスポーツ医・科学分野の資源の活用及び外部資金の獲得等による効果的・効率的な調査研究について検討する。

### ③ 学校関係者等への情報提供

ア 学校における事故防止対策に有効に活用できるよう、学校関係者等のニーズに即した実用的な情報を提供する。

- ・教育委員会、安全担当教員及び養護教諭等で構成する『学校安全情報の提供に関する協力者会議』の開催等により、学校現場の視点を情報提供のあり方に反映させる。
- ・平成25年度の調査研究「体育活動における熱中症予防」及び「通学中の事故防止」

の成果を分かりやすく提供する。

- ・災害実地調査の実施学校における事故後の再発防止策の取組み事例等を収集し、ホームページ等により提供する。
- ・教職員を対象とした研修会、給付制度説明会及び災害実地調査等において、事故防止情報を学校関係者へ提供する。

イ 学校が自らの安全対策のニーズに応じて収集・分析できる災害共済給付システムの利用及び統計情報の活用を促進するため、学校現場でのシステムによるデータ活用事例を収集し、ホームページ等に掲載する。

ウ 食中毒が発生した学校給食調理場へ衛生管理専門家を派遣し、実態調査を実施し、拭取り検査データを含め、実態調査報告書を作成する。

- ・学校関係者等に対して、情報提供に関するアンケート調査を行い、80%以上から「有意義であった」などプラスの評価を得る。
- ・ホームページに掲載する学校災害防止のための有用な情報等の新規又は更新件数 年70件程度

#### (5) 広報の充実

スポーツを通じた社会貢献・開発のための取組を進める組織であるとの認識のもと、以下の取組により、センター及び各事業の認知向上、理解促進のための広報活動を戦略的かつ積極的に展開する。

- ・センター及び各事業の認知向上及び理解促進に資する施策
- ・法人広報と事業広報の相互補完関係の構築に必要となる施策  
(ロゴ及びコーポレート・メッセージの活用、SPORTS JAPAN アンバサダー活動の充実、Web サイトやSNS の活用等)
- ・マスメディア対応の基盤整備促進及びリレーション構築に必要となる施策
- ・センター役職員の広報に関する知識や意識の向上に資する施策

#### (6) 関係団体等との連携

スポーツ関係団体及び関係機関との連携・協働及び関係機関相互の連携・協働を推進するため、以下をはじめとした取組を実施する。

- ・地方公共団体等との連携ネットワークである「JAPAN SPORT NETWORK」の推進による、好事例をはじめとしたスポーツの推進に係る情報共有
- ・国際競技力向上をはじめとしたスポーツの推進に係る、人材・ノウハウ等の開発に向けた国内外の関係機関との連携の促進
- ・体育の日の行事の円滑な開催

## II 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

## 1 経費の抑制

### (1) 経費の削減

運営費交付金を充当して行う業務については、業務の質の確保に留意しつつ、一般管理費及び事業費（スポーツ振興基金業務並びに新規に追加される業務、拡充業務及び廃止される業務分等に係る経費を除く。）の合計について中期計画に定めた削減率の達成を目指す。

そのため、(2)に掲げる業務運営の効率化、法人内に設置した「省エネルギー対策委員会」を中心とした省エネルギー対策の検討・実施等の措置を講じる。

また、総人件費については、政府の方針に基づき人件費改革の取り組みを実施する。

なお、給与水準については、国家公務員の水準を十分考慮し、必要な場合は制度等の見直しを行い、適正化に取り組むとともに、その検証結果や取り組み状況について公表する。

### (2) 業務運営の効率化

経費の抑制、業務の効率化及び国民へのサービス提供の維持向上の観点から業務内容を随時検討し、低コストかつ高品質のサービスの提供が可能な業務については、外部委託を推進するとともに、定型業務をはじめとした業務プロセスを見直すための検討を行い、必要・可能な方策から実現に向けて取り組む。

また、調達に当たっては、原則として一般競争入札等によることとし、競争性を確保することにより、コストの削減や透明性の確保を図る。

入札及び契約の適正な実施については、事務処理の点検や運用体制の強化等の取組を進めるとともに、監事による監査を受け、適正化の取組状況をホームページにより公表する。

特に施設管理業務については、単年度契約とするか、複数年度契約とするか契約期間を検討する等、業務効率化WG報告書に基づく効率化策を着実に実施する。

## 2 組織及び定員配置の見直し

社会的ニーズの変化に応じて、業務執行が効果的・効率的に行えるよう、超過勤務時間の調査等により業務量を随時検証し、必要に応じて、組織体制及び定員配置を見直す。

## 3 内部統制の強化

内部統制については、法令等を遵守しつつ業務を行い、法人の目的を有効かつ効率的に果たす観点から、次の取組等により充実、強化を図る。

### (1) 業務運営に係る経営方針の明確化

役員会及び理事長を中心としたミーティング等を定期的の実施し、経営方針について認識の共有を図るとともに、全職員へ周知する。

### (2) 危機管理体制、意思決定体制、情報共有体制の整備

#### ① 危機管理体制の整備

センターにおけるリスク及びクライシスに関する「緊急事態対応ガイドライン」を役職員に周知し、適切に運用するとともに、ガイドラインの定期的な見直しを行う等、危機管理体制の整備を図る。

② 意思決定に関する体制

文書決裁に関する規則を適切に運用するとともに、役員出席の会議を随時開催すること等により、迅速な意思決定を図る。

③ 情報共有体制の整備

情報をタイムリーに共有するため、グループウェアの掲示板機能やミーティングを積極的に活用する。

**(3) 内部の評価委員会による自己評価**

センター内部の評価委員会により、定期的に業務の進行管理を行い、毎年度、自己評価を行う。

また、業務運営全般について、理事長を中心としたミーティングにおける定期的なヒアリング、及び監事による監査を実施し、その結果を反映させることにより、改善を促進する。

**(4) 情報通信技術の適正な運用**

情報通信技術の活用にあたっては、関係規則等の適切な運用、セキュリティ対策について役職員の意識向上を図るための利用者教育の実施など、適正な運用に努めるとともに、システム評価を行うことでセキュリティの確保を図る。

**Ⅲ 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画**

**1 自己収入の確保**

固定公告物及び命名権の導入を実施していない施設（フットサルコート等）については、それぞれの導入の実現可能性について本年度中を目途に検討する。また、業務効率化WG報告書に基づく施設のさらなる効率的・効果的な活用については、スポーツ利用の促進を第一とし、民間事業者のノウハウを活用しつつ推進する。さらに、競争的資金等の外部資金及び寄附金の積極的な獲得等により、運営費交付金以外の自己収入の増加を図る。

**2 資金の運用及び管理**

(1) 予算の執行にあたっては、財務会計システムを活用し、定期的に予算執行状況を把握するとともに、役員会審議を経て執行予算配分等を行うことにより、効率的な執行を図る。

なお、運営費交付金債務についても留意する。

(2) 資金管理委員会等により、継続的に金利情報等の収集及び分析を行うとともに、運用基準等に基づき、安全かつ安定的な運用を図る。

### **3 平成26年度の予算（人件費の見積りを含む。）**

- |             |          |
|-------------|----------|
| （１）災害共済給付勘定 | 別表－１のとおり |
| （２）免責特約勘定   | 別表－２のとおり |
| （３）特定業務勘定   | 別表－３のとおり |
| （４）一般勘定     | 別表－４のとおり |

### **4 平成26年度の収支計画**

- |             |          |
|-------------|----------|
| （１）災害共済給付勘定 | 別表－５のとおり |
| （２）免責特約勘定   | 別表－６のとおり |
| （３）特定業務勘定   | 別表－７のとおり |
| （４）一般勘定     | 別表－８のとおり |

### **5 平成26年度の資金計画**

- |             |           |
|-------------|-----------|
| （１）災害共済給付勘定 | 別表－９のとおり  |
| （２）免責特約勘定   | 別表－１０のとおり |
| （３）特定業務勘定   | 別表－１１のとおり |
| （４）一般勘定     | 別表－１２のとおり |

## **IV 短期借入金の限度額**

業務運営上必要な短期借入金の限度額は、１０億円とする。

## **V 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産の処分に関する計画**

不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産はない。ただし、これらの財産が生じた場合は、その処分等に関する計画を定めることとする。

## **VI 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画**

重要な財産等を譲渡し、又は担保に供する計画はない。

## **VII 剰余金の使途**

- 1 スポーツ施設の保守・改修
- 2 スポーツ振興基金助成事業の充実
- 3 情報通信技術関連機器の整備
- 4 人材育成、能力開発
- 5 職場環境の改善
- 6 広報、成果の発表・展示

## 7 主催事業及び調査研究事業の充実

### Ⅷ その他文部科学省令で定める業務運営に関する事項

#### 1 施設及び設備に関する計画

別表－１３のとおり

施設整備・管理の実施に当たっては、業務実施上の必要性及び施設の老朽化が進行していることにかんがみ、長期的視野に立った整備計画を策定し、計画的に国立霞ヶ丘競技場（陸上競技場）等の施設整備を推進する。

また、利用者本位の立場から施設整備を進めることとし、特に障がい者等の利便性の向上を図るよう努める。

さらに、施設の管理運営に当たっては、維持保全を確実に実施することにより、利用者の安全の確保に万全を期する。

２０１９年ラグビーワールドカップ日本開催及び２０２０年オリンピック・パラリンピック東京開催等を踏まえた国立霞ヶ丘競技場（陸上競技場）の改築については、

- ・改築その他関連する経費について、実施設計作業を通じて、真にやむを得ない場合を除き現在の見積金額総額を超えないよう、引き続き精査を行うこと

特に、各種の付属施設については、事業の効果や運営収支への影響を考慮した上で、規模を圧縮して事業内容を精査し、可能な限り経費を縮減すること

なお、改築その他関連する経費のうち「真にやむを得ない場合」に当たらない経費については、原則として追加は認められず、厳に必要性を精査した上で、最小限の経費のみを国費以外の財源で賄うこと

- ・周辺整備に加え、競技場本体についても東京都によるオリンピック・パラリンピック招致に伴いコスト増加が見込まれることを勘案した上で、その資金負担についての国、東京都及び関係者間の合意

- ・改築後の競技場について、適切な運営収支となるよう民間のノウハウを取り入れた運営方法を検討すること等により、運営コスト縮減のための最大限の合理化に取り組むとともに、ネーミングライツ導入や大規模スポーツイベントの回数増加等の様々な収入確保策の検討を行うこと

なお、実際の収支が計画よりも悪化した場合、その差額については自主財源により賄うこと

を踏まえ、実施するものとする。

なお、平成 25 年度補正予算（第 1 号）により追加的に措置された運営費交付金については、「好循環実現のための経済対策」（平成 25 年 12 月 5 日閣議決定）の「オリンピック・パラリンピック施設の整備等」のために措置されたことを認識し、国立霞ヶ丘競技場の改築に向けた対応に資する経費に充てる。国立霞ヶ丘競技場の整備等に必要な業務（上記の補正予算により措置された事業を含む。）の実施に当たっては、適切な実施体制の下で計画的に行うとともに、定

期的に文部科学省に報告し、文部科学省から改善を求められた場合には、これに適切に対応する。

## 2 人事に関する計画

スポーツ基本法・スポーツ基本計画等に基づくセンターの役割を踏まえ、平成 25 年度に新たにセンター内で整理した「人事・人材育成の基本的な考え方」に基づき、次の採用・育成等の取組を行う。

### (1) 職員の採用

職員の採用は、総人件費の抑制に留意しつつ、研究・支援や施設運営等の多様な業務に必要な優れた人材を確保するため、人事交流、専門的分野での個別試験、内部登用試験等による採用方法の複線化を図る。また、適正な人員管理を行い、計画的な採用を行う。

多くの応募を得るため、就職サイトの利用等により、広く職員募集について広告を行い、優れた人材の確保に努める。

### (2) 人材の育成等

① 職員の能力開発及び高度な専門知識や 技術を持った人材を育成するため、「人事・人材育成の基本的な考え方」に基づき、必要な研修及び自己研鑽の促進策等を効果的に実施する。

② ハラスメントについての管理体制の充実、ハラスメントの発生の抑制、メンタルヘルスのサポート体制の充実を図る。

特に、メンタルヘルスに対する組織的な対応として策定した職場復帰支援プログラムの周知と円滑な職場復帰の支援に対する理解、ハラスメントに対する意識向上を図るための研修等を実施する。

また、センターにおいて定めた「男女共同参画基本方針」（平成 24 年 3 月 22 日制定）に基づく目標を達成するため、女性職員の採用促進・役職登用等の男女共同参画の推進に努める。

## 3 積立金の使途

前中期目標期間の最終年度における積立金残高のうち、文部科学大臣の承認を受けた金額については、独立行政法人日本スポーツ振興センター法に定める業務の財源に充てる。

## 【別表－１】

平成２６年度 年度計画予算(災害共済給付勘定)

(単位:百万円)

| 区分         | 金額     |
|------------|--------|
| [収 入]      |        |
| 災害共済給付補助金  | 2,379  |
| 共済掛金収入     | 16,382 |
| 免責特約勘定より受入 | 419    |
| 利息収入       | 4      |
| 計          | 19,183 |
| [支 出]      |        |
| 給付金        | 18,760 |
| 一般勘定繰入金    | 323    |
| 計          | 19,084 |

【注記】

各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

## 【別表－２】

平成２６年度 年度計画予算(免責特約勘定)

(単位:百万円)

| 区分          | 金額  |
|-------------|-----|
| [収 入]       |     |
| 共済掛金収入      | 423 |
| 利息収入        | 6   |
| 計           | 428 |
| [支 出]       |     |
| 災害共済給付勘定へ繰入 | 419 |
| 一般勘定繰入金     | 25  |
| 計           | 443 |

[注記]

各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

## 【別表－３】

## 平成２６年度 年度計画予算(特定業務勘定)

(単位:百万円)

| 区分            | 金額     |
|---------------|--------|
| [収 入]         |        |
| 投票勘定より受入      | 5,000  |
| 特定業務特別準備金戻入   | 5,350  |
| 利息収入          | 10     |
| 計             | 10,360 |
| [支 出]         |        |
| 業務経費          | 25,350 |
| うち、国立競技場改築事業費 | 25,350 |
| 特定業務特別準備金繰入   | 5,000  |
| 計             | 30,350 |

## 〔注記〕

- 1 各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。
- 2 国立競技場改築事業費には、平成 25 年度補正予算（第 1 号）により「好循環実現のための経済対策」（平成 25 年 12 月 5 日閣議決定）の「オリンピック・パラリンピック施設の整備等」のために措置された、国立霞ヶ丘競技場の改築に向けた対応に係る予算が含まれている。
- 3 特定業務特別準備金は、平成 26 年度以降の業務経費に充てるため、業務の進行に応じて各年度において必要となる金額を戻し入れて執行する。
- 4 特定業務勘定における他の科目及び金額は、資金負担についての国、東京都及び関係者間の合意が整い次第計上する。

【別表－４】

平成２６年度 年度計画予算(一般勘定)

(単位:百万円)

| 区分                  | 金額     |
|---------------------|--------|
| [収 入]               |        |
| 運営費交付金              | 5,275  |
| 施設整備費補助金            | 1,489  |
| 基金運用収入              | 622    |
| 国立競技場運営収入           | 1,859  |
| 国立スポーツ科学センター運営収入    | 329    |
| ナショナルトレーニングセンター運営収入 | 515    |
| 国立登山研修所運営収入         | 2      |
| スポーツ及び健康教育普及事業収入    | 80     |
| 受託事業収入              | 2,221  |
| 寄附金収入               | 36     |
| 営業外収入               | 5      |
| 災害共済給付勘定受入金         | 323    |
| 免責特約勘定受入金           | 25     |
| 利息収入                | 0      |
| その他収入               | 9      |
| 計                   | 12,790 |
| [支 出]               |        |
| 業務経費                | 8,265  |
| うち、人件費（事業系）         | 2,613  |
| 国立競技場運営費            | 779    |
| 国立スポーツ科学センター運営費     | 1,815  |
| ナショナルトレーニングセンター運営費  | 859    |
| 国立登山研修所運営費          | 52     |
| スポーツ振興基金事業費         | 1,143  |
| スポーツ活動環境公正化事業費      | 61     |
| スポーツ及び健康教育普及事業費     | 942    |
| 受託事業費               | 2,121  |
| 一般管理費               | 915    |

|             |        |
|-------------|--------|
| うち、人件費（管理系） | 460    |
| 物件費         | 455    |
| 政府等出資金施設費   | 1,000  |
| 施設整備費       | 1,489  |
| 計           | 13,790 |

〔注記〕

- 1 各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。
- 2 「施設整備費補助金」のうち、
  - ・平成26年度当初予算額（施設整備費補助金） 683 百万円
  - ・前年度よりの繰越額のうち使用見込額（施設整備費補助金） 806 百万円
- 3 「寄附金収入」のうち、
  - ・平成26年度当初予算額 25 百万円
  - ・前年度よりの繰越額のうち使用見込額 11 百万円

【別表－５】

平成２６年度 年度計画収支計画(災害共済給付勘定)

(単位:百万円)

| 区分          | 金額     |
|-------------|--------|
| 費用の部        | 19,084 |
| 経常費用        | 19,084 |
| 給付金         | 18,760 |
| 一般勘定繰入金     | 323    |
| 収益の部        | 19,183 |
| 経常収益        | 19,183 |
| 災害共済給付補助金収益 | 2,379  |
| 共済掛金収入      | 16,382 |
| 免責特約勘定より受入  | 419    |
| 財務収益        | 4      |
| 純利益         | 99     |
| 総利益         | 99     |

[注記]

各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

【別表－6】

平成26年度 年度計画収支計画(免責特約勘定)

(単位:百万円)

| 区分          | 金額  |
|-------------|-----|
| 費用の部        | 443 |
| 経常費用        | 443 |
| 災害共済給付勘定へ繰入 | 419 |
| 一般勘定繰入金     | 25  |
| 収益の部        | 428 |
| 経常収益        | 428 |
| 共済掛金収入      | 423 |
| 財務収益        | 6   |
| 純損失         | 15  |
| 総損失         | 15  |

[注記]

各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

## 【別表－７】

## 平成２６年度 年度計画収支計画(特定業務勘定)

(単位:百万円)

| 区分       | 金額     |
|----------|--------|
| 費用の部     | 30,350 |
| 経常費用     | 25,350 |
| 業務経費     | 25,350 |
| 臨時損失     | 5,000  |
| 収益の部     | 30,360 |
| 経常収益     | 25,010 |
| 運営費交付金収益 | 20,000 |
| 投票勘定より受入 | 5,000  |
| 財務収益     | 10     |
| 臨時利益     | 5,350  |
| 純利益      | 10     |
| 総利益      | 10     |

## [注記]

- 1 各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。
- 2 特定業務勘定における他の科目及び金額は、資金負担についての国、東京都及び関係者間の合意が整い次第計上する。

【別表－８】

平成２６年度 年度計画収支計画（一般勘定）

（単位：百万円）

| 区分                  | 金額     |
|---------------------|--------|
| 費用の部                | 11,718 |
| 経常費用                | 11,718 |
| 業務経費                | 8,802  |
| 受託事業費               | 2,121  |
| 一般管理費               | 794    |
| 財務費用                | 0      |
| 収益の部                | 11,718 |
| 経常収益                | 11,718 |
| 運営費交付金収益            | 4,894  |
| 国立競技場運営収入           | 1,859  |
| 国立スポーツ科学センター運営収入    | 329    |
| ナショナルトレーニングセンター運営収入 | 515    |
| 国立登山研修所運営収入         | 2      |
| スポーツ及び健康教育普及事業収入    | 80     |
| 利息及び配当金収入           | 632    |
| 受託事業収入              | 2,221  |
| 災害共済給付勘定受入金収益       | 323    |
| 免責特約勘定受入金収益         | 25     |
| 寄附金収益               | 36     |
| 資産見返運営費交付金戻入        | 764    |
| 資産見返競技力向上支援事業費補助金戻入 | 16     |
| 資産見返寄附金戻入           | 7      |
| 財務収益                | 0      |
| 雑益                  | 14     |
| 純損失                 | 0      |
| 総損失                 | 0      |

〔注記〕

各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

## 【別表－９】

## 平成２６年度 年度計画資金計画(災害共済給付勘定)

(単位:百万円)

| 区分              | 金額     |
|-----------------|--------|
| 資金支出            | 47,074 |
| 業務活動による支出       | 19,084 |
| 投資活動による支出       | 26,439 |
| 次年度への繰越金        | 1,551  |
| 資金収入            | 47,074 |
| 業務活動による収入       | 19,183 |
| 共済掛金収入          | 16,382 |
| 免責特約勘定より受入による収入 | 419    |
| 補助金等収入          | 2,379  |
| 利息及び配当金の受取額     | 4      |
| 投資活動による収入       | 26,439 |
| 定期預金の払戻しによる収入   | 26,439 |
| 前期中期目標期間よりの繰越金  | 1,452  |

〔注記〕

各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

## 【別表－１０】

## 平成２６年度 年度計画資金計画(免責特約勘定)

(単位:百万円)

| 区分             | 金額    |
|----------------|-------|
| 資金支出           | 4,261 |
| 業務活動による支出      | 443   |
| 投資活動による支出      | 3,710 |
| 次年度への繰越金       | 107   |
| 資金収入           | 4,261 |
| 業務活動による収入      | 428   |
| 共済掛金収入         | 423   |
| 利息及び配当金の受取額    | 6     |
| 投資活動による収入      | 3,710 |
| 定期預金の払戻しによる収入  | 3,710 |
| 前期中期目標期間よりの繰越金 | 123   |

〔注記〕

各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

## 【別表－１１】

## 平成２６年度 年度計画資金計画(特定業務勘定)

(単位:百万円)

| 区分            | 金額     |
|---------------|--------|
| 資金支出          | 40,360 |
| 業務活動による支出     | 25,350 |
| 投資活動による支出     | 15,000 |
| 財務活動による支出     | 0      |
| 次年度への繰越金      | 10     |
| 資金収入          | 40,360 |
| 業務活動による収入     | 5,360  |
| 投票勘定より受入による収入 | 5,350  |
| 利息及び配当金の受取額   | 10     |
| 投資活動による収入     | 15,000 |
| 定期預金の払戻しによる収入 | 15,000 |
| 前年度よりの繰越金     | 20,000 |

## [注記]

- 1 各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。
- 2 特定業務勘定における他の科目及び金額は、資金負担についての国、東京都及び関係者間の合意が整い次第計上する。

【別表－１２】

## 平成２６年度 年度計画資金計画（一般勘定）

（単位：百万円）

| 区分                      | 金額     |
|-------------------------|--------|
| 資金支出                    | 26,354 |
| 業務活動による支出               | 11,818 |
| 投資活動による支出               | 11,497 |
| 財務活動による支出               | 2      |
| 次年度への繰越金                | 3,037  |
| 資金収入                    | 26,354 |
| 業務活動による収入               | 12,190 |
| 運営費交付金収入                | 5,275  |
| 受託事業収入                  | 2,221  |
| 国立競技場の運営による収入           | 1,859  |
| 国立スポーツ科学センターの運営による収入    | 329    |
| ナショナルトレーニングセンターの運営による収入 | 515    |
| 国立登山研修所の運営による収入         | 2      |
| スポーツ及び健康教育普及事業による収入     | 80     |
| 基金業務における利息及び配当金収入       | 622    |
| 基金業務における定期預金の払戻による収入    | 900    |
| 災害共済給付勘定受入金による収入        | 323    |
| 免責特約勘定受入金による収入          | 25     |
| 寄附金収入                   | 25     |
| その他の収入                  | 14     |
| 利息及び配当金の受取額             | 0      |
| 投資活動による収入               | 10,117 |
| 定期預金の払戻しによる収入           | 4,100  |
| 有価証券の償還による収入            | 4,528  |
| 施設費による収入                | 1,489  |
| 財務活動による収入               | 2      |
| 民間出えん金の受入による収入          | 2      |
| 前期中期目標期間よりの繰越金          | 4,046  |

〔注記〕

各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

【別表－１３】

## 平成２６年度施設整備・管理の実施

| 施設整備の内容                                  | 予定額<br>(百万円) | 財 源      |
|------------------------------------------|--------------|----------|
| 国立スポーツ科学センター<br>及びナショナルトレーニング<br>センターの改修 | 1,489        | 施設整備費補助金 |

## 〔注記〕

１ 金額は見込みである。

なお、上記のほか、業務の実施状況、施設・設備の老朽化度合い等を勘案した改修（更新）等が追加されることがあり得る。

２ 上記には、平成 25 年度予算に係る工事の繰越分 806 百万円を含んでいる。

３ 国立霞ヶ丘競技場の改築その他関連経費に係る現在の見積金額総額は、197,108 百万円（内訳：本体 145,476 百万円、周辺 23,711 百万円、その他経費 27,921 百万円）であり、上記に含まれていない。